

京都市告示第266号

京都市水路等管理条例第2条第1号の規定に基づき、水路等を次のように指定し、同条例第3条第1項の規定に基づき、次の水路等の一部を廃止します。

当該水路等の起点から終点までの経路を表示する図面は、京都市建設局において告示の日から2週間公衆の縦覧に供します。

平成21年10月5日

京都市長 門川大作

(指定水路等)

整理番号	名称	起 終	点 点
1	六原水0003号	東山区五条橋東六丁目588番地地先 同町512番地の4地先	
2	貞教水0001号	東山区本町五丁目188番地地先 同区本町新六丁目216番地の3地先	
3	宇多野水0005号	右京区宇多野福王子町1番地の1地先 同町1番地の8地先	
4	嵐山水0130号	西京区嵐山山ノ下町9番地の2地先 同町8番地の1地先	

(一部廃止水路等)

整理番号	名称	廃止する起 廃止する終	点 点
1	嵯峨水0554号	右京区嵯峨天龍寺車道町18番地の47地先 同町18番地の84地先	

(建設局土木管理部道路明示課)